

進歩性 (特許要件)

①
 2 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基づいて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。 ②

- ① 当業者 (判断主体)
- ② 当該発明に基づいて (判断基準)

